

別紙

令和6年度持続的生産強化対策事業の第2次公募に係る事業審査基準について

審査基準については、持続的生産強化対策事業実施要領別表4の共通の審査基準及び別表4の規定に基づき定める各事業の審査基準のとおりとする。

別表4（審査基準）

要領本体第3の1（3）の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。	十分認められる。	5
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	概ね認められる。	3
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	認められない。	0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。	十分認められる。	5
	・予算計画は妥当なものになっているか。	概ね認められる。	3
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	一部認められる。	1
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	認められない。	0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。	十分認められる。	5
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。	概ね認められる。	3
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。	一部認められる。	1
	・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	認められない。	0
公益性 【国の支援の 妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。
②	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。

(注1) 輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注2) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づき策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、又は認定されることが確実と見込まれ、かつ、事業実施計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注3) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画について、みどりの食料システム法に基づき都道府県知事の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注4) 基盤確立事業実施計画について、みどりの食料システム法に基づき主務大臣の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注5) スマート農業技術に対応した生産方式の変革について、提出のあった申請書類から、取組内容が適切と判断される場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

2 各事業の審査基準（戦略作物生産拡大支援のうち需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の対象とする需要対応品種について、需要対応品種であることが客観的に示されているか。 ・取組の対象とする需要対応品種について、種子の供給に広域連携が必要と認められるか。 ・取組の対象とする需要対応品種について、事業実施計画が需要対応品種の種子の供給量増加に資するものとなっているか。 ・取組の対象とする需要対応品種について、事業実施計画が今後の普及が見込まれるものとなっているか。 ・喫緊の課題として本事業に取り組む必要が示されているか。 	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
② 費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により得られる直接的な効果（アウトプット）が、事業に要する費用に対し十分なものとなっているか。 ・事業の実施により得られる直接的な効果（アウトプット）が、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。 ・事業の実施により得られる波及的な効果（アウトカム）の目標が、事業に要する費用に対し十分なものとなっているか。 ・事業の実施により得られる波及的な効果（アウトカム）の目標が、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。 ・事業の効果が事業実施後も継続的に発揮されると見込まれるか。 	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

2 各事業の審査基準（産地構造転換パイロット事業（パイロット実証事業））

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実効性 【事業内容の 妥当性】	【事業内容の妥当性】 ・省力化や作業の合理化に向けた取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・労働力確保に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・構築する生産供給体制モデルは、労働生産性の向上が期待できるものとなっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0
②波及効果 【普及計画の 妥当性】	【普及計画の妥当性】 ・構築する生産供給体制モデルは、普及が見込まれるものか。 ・生産供給体制モデルを普及させるための方策が具体的に示されているか。 ・その方策は効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

2 各事業の審査基準（GAP拡大推進加速化のうち持続可能性配慮型畜産推進事業）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①我が国におけるAW及び畜産GAPに関する理解	・ AW 及び GAP に関する国際的な動向について理解しているか。	5つ満たす。	5
	・ 国の AW 及び GAP 関連施策について理解しているか。	4つ満たす。	4
	・ AW 及び畜産 GAP をめぐる状況について理解しているか。	3つ満たす。	3
	・ JGAP 畜産の認証制度について理解しているか。	2つ満たす。	2
	・ JGAP 畜産の認証取得状況について理解しているか。	1つ満たす。	1
			1つも満たさない。
②我が国におけるAWに配慮した飼養管理の普及推進、畜産GAPの取組に向けた理解	・ AW に配慮した飼養管理の普及推進、畜産 GAP 認証取得の取組の必要性について理解しているか。	5つ満たす。	5
	・ 過去に AW 及び畜産 GAP に関連する取組を行ったことがあるか。	4つ満たす。	4
	・ AW に配慮した飼養管理の普及推進、畜産 GAP 認証取得の取組に向けて、課題が具体的に整理されているか。	3つ満たす。	3
	・ AW に配慮した飼養管理の普及推進、畜産 GAP 認証取得の取組に向けた具	2つ満たす。	2
	体的な成果目標が設定されているか。	1つ満たす。	1
	・ 畜産の生産現場の実態を把握しているか。	1つも満たさない。	0

2 各事業の審査基準（作付体系転換支援事業）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 有効性・新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物の生産性向上に資する目的が設定され、かつ、当該目的に沿った取組がなされるか。 ・実証等で得られた成果の他地域への普及が期待できるか。 ・新品種や新技術等の導入に取り組んでいるか。 ・当該地域において、事業終了後も事業の成果を活用し、継続して新技術等に取り組むことが期待できるか。 ・本事業で今まで採択されていない取組であるか。 	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
② 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業による生産コスト低減等の効果が正確に測定できるか。 ・生産コスト低減等の数値目標が、地域の土地利用型作物の生産性に鑑みて妥当か。 ・試験研究機関等と連携することで、事業実施に必要な知見・専門性を幅広く有しているか。 ・事業実施主体が生産者や行政・普及機関等幅広い関係者により構成され、かつ、広く意見を聴くことができる体制となっているか。 ・生産性向上重点地域の一部又は全部において、実質化された人・農地プラン又は地域計画（ただし、令和5年度中に限り、工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成したものをいう。）を作成し、策定に向けた協議の場の設置を予定している場合を含む。）が作成されているか。 	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

2 各事業の審査基準（養蜂等振興強化推進）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容は、養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。 ・養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。 ・地域における課題が十分に分析されているか。 ・地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。 ・協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が含まれているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0
② 波及効果	ア 蜂群配置調整適正化支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・蜜源植物の植栽面積が合計3ha以上増加する計画となっているか。 ・飼育箱数を3%以上増加（生存率が5%以上の向上）又は維持（農業被害等からの退避が関与する場合等）する計画となっているか。 ・長期的な蜜源として利用可能な蜜源樹木を200本以上植栽する計画となっているか。 ・蜜源植物の管理面積が10%以上増加する計画となっているか。 ・普及啓発のためのパンフレットの作成等を行い消費者等100名以上に情報発信できる計画となっているか。 ・協議会を構成する都道府県において、蜂群配置調整の適正化に資する取組（蜜源植栽等）を支援する予算が本公募年度の前年度に成立したか。 ・検討会議で検討された事項又は蜂群配置調整に資する実態把握調査等により得られるデータを蜂群配置調整に活用する計画となっているか。 	7～6つ満たす。 5～4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0
	イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のうち、協議会に参加している園芸農家の割合が、60%以上であるか。 ・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。 ・園芸農家又は養蜂家向け講習会を開催する計画となっているか。 ・蜜蜂の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。 ・10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0
	ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援 <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の指標が、事業実施前と比べ60ポイント以上増加するか。 ・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。 ・園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。 ・利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となっているか。 ・10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0

2 各事業の審査基準（地域の生産体制強化・需要創出事業）

評価項目として2つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる取組にあっては、主要な1つの作物について、評価項目を設定する。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	4 3 2 1
	茶の改植等を実施するに当たり、以下のいずれかに該当する場合、1ポイント追加する。 ① 実質化された人・農地プランが策定されている場合又は工程表が公表され、1経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合 ② 経営再開マスタープランが策定されている場合又は工程表が公表され、1経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合 ③ 地域計画が策定され、1経営体以上が目標地図に位置付けられている場合若しくは工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成される工程表をいう。）を作成し、協議を実施している場合 ④ 当該年度に農地中間管理機構と連携して取り組む場合	左記のとおり	1
成果目標（2）	・有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要な簡易な圃地整備を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100%。	有機JAS認定の取得	1
	・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証取得面積の割合を2%以上増加する場合はポイント追加。	10%以上 8%以上 5%以上 2%以上	4 3 2 1

成果目標（３）	<p>主要品種指数を直近値の２以上低減。</p> <p>（なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100 を乗じた数とする。）</p>	<p>34 以上</p> <p>26 以上</p> <p>18 以上</p> <p>10 以上</p> <p>2 以上</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
成果目標（４）	<p>輸出相手国・地域の MRL 基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より 5 ポイント以上増加。</p>	<p>25 ポイント以上</p> <p>20 ポイント以上</p> <p>15 ポイント以上</p> <p>10 ポイント以上</p> <p>5 ポイント以上</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
成果目標（５）	<p>第 4 の 1 (2) イ (エ) b に規定する産地の省力化・低コスト化に資する以下の取組を 1 つ以上取り組む。</p> <p>(a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置</p> <p>(b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置</p> <p>(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入</p> <p>(d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化</p> <p>(e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。</p>	<p>5 つ以上</p> <p>4 つ</p> <p>3 つ</p> <p>2 つ</p> <p>1 つ</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
成果目標（６）	<p>総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を 5 ポイント以上増加。</p>	<p>25 ポイント以上</p> <p>20 ポイント以上</p> <p>15 ポイント以上</p> <p>10 ポイント以上</p> <p>5 ポイント以上</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
成果目標（７）	<p>総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を 5 ポイント以上増加。</p>	<p>25 ポイント以上</p> <p>20 ポイント以上</p> <p>15 ポイント以上</p> <p>10 ポイント以上</p> <p>5 ポイント以上</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
成果目標（８）	<p>産物 1 kg 又は 10a 当たり労働時間を直近値の 2 % 以上低減。</p>	<p>10% 以上</p> <p>8 % 以上</p> <p>6 % 以上</p> <p>4 % 以上</p> <p>2 % 以上</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>

成果目標（9）	産物 1kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標（10）	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近 3 年の平均値に比べて荒茶 1 kg 当たり燃油等使用量を 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標（11）	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から 10%以上の単収向上を図る。 ・支援対象者のうち 1 名以上が収入保険制度に加入している場合は 1 ポイント追加	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 収入保険制度への加入	4 3 2 1 1
成果目標（12）	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから 10%以上削減する。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標（13）	事業実施主体が事業を実施する地区（以下「実施地区」という。）において、茶の生産量の合計を 5 %以上増加。	13%以上 11%以上 9 %以上 7 %以上 5 %以上	5 4 3 2 1
成果目標（14）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の 5 %以上向上。	13%以上 11%以上 9 %以上 7 %以上 5 %以上	5 4 3 2 1
成果目標（15）	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5 人以上	5

	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

II 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	実施地区において、蚕の飼育数量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(2)	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(3)	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(4)	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増加。	11%以上	5
		9%以上	4
		7%以上	3
		6%以上	2
		5%以上	1
成果目標(5)	10a 又は繭 100kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標(6)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

成果目標（７）	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を１つ以上創出。	５契約以上 ４契約 ３契約 ２契約 １契約	５ ４ ３ ２ １
成果目標（８）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を１人以上確保する。	５人以上 ４人 ３人 ２人 １人	５ ４ ３ ２ １

Ⅲ 対象作物がいぐさの場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近３ヶ年の平均値に比べて３％以上増加。	１１％以上 ９％以上 ７％以上 ５％以上 ３％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（２）	１戸当たりの収穫面積（他の農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近３ヶ年の平均値に比べて１０％以上増加。	１８％以上 １６％以上 １４％以上 １２％以上 １０％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（３）	実施地区において、１戸当たりの畳表の生産量を直近３ヶ年の平均値に比べて３％以上増加。	１１％以上 ９％以上 ７％以上 ５％以上 ３％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（４）	実施地区において、指定銘柄畳表の出荷割合を直近３ヶ年の平均値に比べて３ポイント以上増加。	１１ポイント以上 ９ポイント以上 ７ポイント以上 ５ポイント以上 ３ポイント以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（５）	10a 当たりの労働時間を直近値の２％以上削減。	１０％以上 ８％以上 ６％以上 ４％以上 ２％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（６）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	１３％以上 １１％以上	５ ４

		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（7）	いぐさ原草 1 kg 当たりの燃油等使用量を直近 3 ヶ年の平均値に比べて 10%以上削減。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標（8）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。	5 人以上	5
		4 人	4
		3 人	3
		2 人	2
		1 人	1

（注）達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

IV 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を 5%以上増加。 ・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植促進に取り組む場合は 1 ポイント追加。	20%以上 15%以上 10%以上 5%以上 農地中間管理機構との連携	4 3 2 1 1
成果目標（2）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を 5%以上増加。	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標（3）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の 10a 当たりの労働時間を 2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標（4）	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1 つ以上を種苗として供給。	5 つ以上 4 つ 3 つ 2 つ 1 つ	5 4 3 2 1
成果目標（5）	1 つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を	5 契約以上	5

	締結。	4 契約 3 契約 2 契約 1 契約	4 3 2 1
成果目標（6）	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標（7）	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物、又は、薬用作物の新植の促進に取り組む場合）実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が1人以上増加。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標（8）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標（9）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1

V 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料以外向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大。	90%以上 80%以上 70%以上 60%以上 50%以上	5 4 3 2 1
成果目標（2）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50%以上拡大。	90%以上 80%以上 70%以上 60%以上 50%以上	5 4 3 2 1

成果目標（３）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10aあたりの労働時間を5%以上削減。	25%以上削減	5
		20%以上削減	4
		15%以上削減	3
		10%以上削減	2
		5%以上削減	1
成果目標（４）	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標（５）	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合）事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加。	13人以上	5
		11人以上	4
		9人以上	3
		7人以上	2
		5人以上	1
成果目標（６）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（７）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（２）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

成果目標（３）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a 当たりの労働時間を５％以上削減。	25％以上	5
		20％以上	4
		15％以上	3
		10％以上	2
		５％以上	1
成果目標（４）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a 当たりの収量を５％以上増加。	25％以上	5
		20％以上	4
		15％以上	3
		10％以上	2
		５％以上	1
成果目標（５）	事業で取り組む地域特産作物について、１社以上の供給先を確保。	5社以上	5
		4社	4
		3社	3
		2社	2
		1社	1
成果目標（６）	（初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合）当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が３人以上増加。	7人以上	5
		6人	4
		5人	3
		4人	2
		3人	1
成果目標（７）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	13％以上	5
		11％以上	4
		9％以上	3
		7％以上	2
		５％以上	1
成果目標（８）	（永年性工芸作物の改植等に取り組む場合） 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積を１％以上増加	５％以上	5
		４％以上	4
		３％以上	3
		２％以上	2
		１％以上	1
成果目標（９）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を１人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VII 需要の創出に係る取組（作物共通）を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	開発した新商品を１つ以上販売開始。	５つ以上	5
		４つ	4

		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標（2）	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。	5%以上 4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	5 4 3 2 1
成果目標（3）	新たな販路を1つ以上拡大。 なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標（4）	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	35以上 28以上 21以上 14以上 7以上	5 4 3 2 1
成果目標（5）	生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1

2 各事業の審査基準（さとうきび農業機械等導入支援事業）

現状に対する評価項目の高さに応じてポイントを付与する。

以下の①は評価項目の中から1つ選択することとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	【a 新たにハーベスタを導入する場合】 ・10a当たりの労働時間を10%以上削減	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	【b a以外で導入する場合】 ・10a当たりの労働時間を10%以上削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・作付面積を1%以上増加	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・生産量を5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0
・作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加	25%以上	5	
	20%以上	4	
	15%以上	3	
	10%以上	2	
	5%以上	1	
	5%未満	0	
・土壌診断及び土づくりの実施面積割合を 6ポイント以上増加	30ポイント以上	5	
	24ポイント以上	4	
	18ポイント以上	3	
	12ポイント以上	2	
	6ポイント以上	1	
	6ポイント未満	0	

<p>② 地域における重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に65歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実に認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又はフォローアップに位置づけられた取組となっているか。 ・雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しているか。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入しているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が50%未満のままとなっているものがないか。 	<p>5つ以上満たす。</p> <p>4つ満たす。</p> <p>3つ満たす。</p> <p>2つ満たす。</p> <p>1つ満たす。</p> <p>1つも満たさない。</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p>
--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

2 各事業の審査基準（農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援）

現状に対する評価項目の高さに応じてポイントを付与する。

以下の①は評価項目の中から1つ選択することとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
農作業安全に係る取組の先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全に関する指導者の研修講師としての活用を企画しているか。 ・農作業安全の基本的な要素が含まれた研修内容となっているか。 ・幅広い農業者の受講が可能な研修となっているか。 ・高齢農業者への配慮が行われているか。 ・研修の企画及び実施により、次年度以降も農作業安全に資する取組を実施する体制を検討できているか。 	5つ以上満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
創意工夫	<p>農業者等への効果的な啓発・指導の観点からの創意工夫（実現が見込まれるものに限る。）が提案されているか。</p>	5つ以上	5
		4つ以上	4
		3つ以上	3
		2つ以上	2
		1つ以上	1
		1つ未満	0